

随意契約理由書

1 案件名称

長吉第1保育所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

ダイコー株式会社 大阪支店
支店長 森田 直樹

3 随意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課
(電話番号06-6208-8138)

6 その他

令和5年3月16日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

南大江保育所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社 近畿統括本部
執行役員 近畿統括本部長 杉山 健一

3 随意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課
(電話番号06-6208-8138)

6 その他

令和5年3月16日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

森小路保育所ほか2か所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社
大阪営業所 所長 成瀬 友章

3 随意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課
(電話番号06-6208-8125)

6 その他

令和5年3月16日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称 別紙1のとおり

2 契約の相手方 別紙1のとおり

3 随意契約理由

本案件は民間事業者へ市立保育所の運営を委託する業務である。

保育所は、児童福祉法第39条に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないとされている。

保育所保育指針（厚生労働省令告示第117号）において、保育所はその目的を達するために、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性とし、また家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行う役割を担うものであるとされており、同一事業者による安定的な保育所運営が求められるものである。

事業者の選定については、委託を開始する2年度前に企画競争方式により選定を行い、保育所保育指針を踏まえた良好かつ安定的な保育所運営を行うために委託を開始する前年度の一年間をかけて地域連携等を含めた保育所運営の引継ぎを行っている。

令和5年度に委託を行う29か所の保育所（案件番号1～29）の現行事業者は、これまで保育所保育指針を踏まえ地域連携等を含めた保育所運営を行っており、それぞれの保育所で本業務を履行できる唯一の事業者であるため、随意契約を行うものである。

また、1か所の保育所（案件番号30）については、新たに契約を結ぶ業者のため、前述のとおり、前年度の一年間をかけて地域連携等を含めた保育所運営の引継ぎを行い、当該保育所にて本業務を履行できる唯一の事業者であるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 こども青少年局 保育施策部 保育所運営課（TEL06 - 6208 - 7574）

委託施設一覧

契約番号	案件名称	契約金額	履行期間	契約相手方			番号	施設情報		認可定員					利用定員					開所時間	屋根防水及び外壁、給排水管に係る建物改修費一部負担額(法人負担控除額)											
				法人名称	法人所在地	法人代表		保育所名	所在地	0	1	2	3	4	5	合計	0	1	2			3	4	5	合計							
こども契第 号	大阪市立保育所運営業務委託(今福南保育所外2箇所)(概算契約)	443,044,077	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 みおつくし福祉会	大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市立社会福祉センター内	田丸 卓嗣	1	今福南保育所	城东区今福南4-6-48-100	12	30	30	32	32	32	168	9	17	18	20	20	26	110	7:30~18:30	▲ 19,592							
							2	今津保育所	鶴見区今津中3-7-2	12	24	25	29	29	30	149	6	18	24	24	25	23	120	7:30~18:30	▲ 19,592							
							3	新北島保育所	住之江区新北島4-1-1-101	9	17	21	25	29	29	130	5	13	17	21	21	23	100	7:30~18:30	▲ 17,234							
こども契第 号	大阪市立保育所運営業務委託(吉野保育所外9箇所)(概算契約)	1,152,076,864	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 なみは福祉会	大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市立社会福祉センター内	竹本 榮	4	吉野保育所	福島区吉野3-17-11	12	15	16	0	0	0	43	6	12	12	0	0	0	30	7:00~19:00	▲ 10,772							
							5	豊里第2保育所	東淀川区豊里2-1-26	12	24	24	30	30	30	150	6	18	18	25	30	30	127	7:30~19:30	▲ 20,764							
							6	大成保育所	東成区大今里西3-14-28	7	12	20	28	28	28	123	6	12	16	20	18	18	90	7:30~18:30	▲ 16,281							
							7	西加島保育所	淀川区加島4-19-50	0	19	19	19	19	19	95	0	5	5	6	12	2	30	7:30~18:30	▲ 10,772							
							8	平野西保育所	平野区平野本町1-15-14	6	17	18	20	20	20	101	6	16	17	17	17	17	90	7:30~18:30	▲ 16,281							
							9	姫里保育所	西淀川区姫里2-13-2	6	15	20	26	28	28	123	6	15	18	20	20	21	100	7:30~19:30	▲ 17,234							
							10	茨田第2保育所	鶴見区横堤4-12-33	9	15	20	30	30	30	134	8	12	19	22	23	21	105	7:30~18:30	▲ 18,534							
							11	長吉第3保育所	平野区長吉長原西4-2-10-101	8	16	18	24	26	28	120	6	13	17	17	20	17	90	7:30~18:30	▲ 16,281							
							12	西喜連保育所	平野区喜連西1-14-2-101	8	17	24	28	30	30	137	6	17	22	25	25	25	120	7:30~19:30	▲ 19,592							
							13	浜口保育所	住之江区浜口西3-4-6	6	12	19	27	27	27	118	6	12	19	25	24	24	110	7:30~18:30	▲ 18,594							
							こども契第 号	大阪市立保育所運営業務委託(北恩加島保育所外1箇所)(概算契約)	223,642,561	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 晋栄福祉会	大阪府門真市北島町12番20号	濱田 和則	14	北恩加島保育所	大正区泉尾7-14-2-108	3	12	17	20	25	27	104	3	12	12	16	17	18	78	7:30~18:30	▲ 15,292
														15	東中本保育所	東成区東中本2-3-16	3	18	18	21	25	27	112	3	18	18	20	25	26	110	7:30~19:30	▲ 18,594
							こども契第 号	大阪市立下新庄保育所運営業務委託(概算契約)	143,781,054	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 和修会	大阪府守口市寺方本通4丁目4番22号	塚本 由美	16	下新庄保育所	東淀川区下新庄5-3-22	9	18	18	30	30	30	135	9	18	18	24	19	22	110	7:30~19:30	▲ 18,594
こども契第 号	大阪市立保育所運営業務委託(清水保育所外1箇所)(概算契約)	272,463,274	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 向日葵福祉会	社会福祉法人 大阪府門真市三ツ島6丁目25番1号	岡本 恒男	17	清水保育所	旭区清水2-14-17	12	12	18	23	23	23	111	9	12	18	23	23	23	108	7:30~18:30	▲ 18,570							
							18	森小路保育所	旭区森小路2-5-29	3	15	18	27	30	30	123	3	12	18	22	23	22	100	7:30~19:30	▲ 17,234							
こども契第 号	大阪市立西九条保育所運営業務委託(概算契約)	120,728,028	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 南海福祉事業会	大阪府高石市千代田6丁目12番53号	家永 豊	19	西九条保育所	此花区西九条1-7-14	9	13	15	22	29	30	118	6	12	15	19	19	90	7:30~19:30	▲ 16,281								
こども契第 号	大阪市立田中保育所運営業務委託(概算契約)	124,951,570	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 淳風会	大阪府北区大淀南2丁目5番20号	西村 良廣	20	田中保育所	港区田中1-11-1	6	12	21	27	27	27	120	6	12	18	21	21	99	7:30~19:30	▲ 17,222								
こども契第 号	大阪市立大正北保育所運営業務委託(概算契約)	139,025,856	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 吹田みどり福祉会	大阪府吹田市東御旅町5番53号	菊池 繁信	21	大正北保育所	大正区泉尾2-8-8	5	12	18	27	27	27	116	5	12	18	27	27	116	7:30~19:30	▲ 19,544								
こども契第 号	大阪市立千島保育所運営業務委託(概算契約)	120,713,361	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 大阪キリスト教社会館	大阪府門真市島頭4丁目11番11号	森 章一	22	千島保育所	大正区千島2-4-38	6	15	18	30	30	30	129	6	15	13	20	18	90	7:30~18:30	▲ 16,281								
こども契第 号	大阪市立広田保育所運営業務委託(概算契約)	92,227,517	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 久栄会	大阪府生野区巽中3丁目14番3号	岩崎 久直	23	広田保育所	浪速区日本橋西2-8-11	3	12	14	25	25	25	104	3	9	11	16	14	70	7:30~18:30	▲ 14,293								
こども契第 号	大阪市立木川第2保育所運営業務委託(概算契約)	143,543,593	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 新よどがわ	大阪府淀川区東三国6丁目3番46号	浅灘 みね子	24	木川第2保育所	淀川区三国本町1-13-16	6	15	24	24	24	27	120	6	15	24	24	21	20	110	7:30~18:30	▲ 18,594							
こども契第 号	大阪市立矢田第3保育所運営業務委託(概算契約)	111,535,422	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 天宗キリスト教社会館	大阪府平野区瓜破西2丁目10番12号	土井 加津人	25	矢田第3保育所	東住吉区矢田2-11-18	7	14	16	25	27	27	116	6	13	16	17	20	90	7:30~19:30	▲ 16,281								
こども契第 号	大阪市立山王保育所運営業務委託(概算契約)	112,315,689	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 白鳩会	大阪府東大阪市桜町9番5号	栗本 広美	26	山王保育所	西成区山王1-6-10	15	18	18	20	21	21	113	1	16	11	20	15	17	80	7:30~18:30	▲ 15,316							
こども契第 号	大阪市立両国保育所運営業務委託(概算契約)	170,677,833	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 しんもり福祉会	大阪府旭区新森7丁目1番5号	松野 五郎	27	両国保育所	旭区清水4-6-15	9	20	24	25	30	30	138	9	20	24	25	25	128	7:30~18:30	▲ 20,776								
こども契第 号	大阪市立佃保育所運営業務委託(概算契約)	103,914,026	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 西淀川福祉会	大阪府大阪市西淀川区千舟3丁目9番30号	門谷 充男	28	佃保育所	西淀川区佃2-2-51	6	12	18	20	22	22	100	5	10	12	19	20	21	87	7:30~19:30	▲ 16,245							
こども契第 号	大阪市立南江口保育所運営業務委託(概算契約)	86,492,973	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	社会福祉法人 南友会	吹田市南金田2丁目18-7	小原 昇三	29	南江口保育所	東淀川区小松5-6-32	6	12	18	20	22	22	100	3	6	12	19	20	20	80	7:30~18:30	▲ 15,316							
こども契第 号	大阪市立天下茶屋保育所運営業務委託(概算契約)	89,413,225	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	株式会社 クオリス	大阪府浪速区難波中1-12-5	雨田 武史	30	天下茶屋保育所	西成区天下茶屋東2-1-12	3	12	12	16	18	20	81	3	12	12	15	13	15	70	7:30~18:30	▲ 21,440							

合計 3,650,546,923

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立加美第1保育所引継ぎ・共同保育業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 クローバーホールディングス 代表取締役 山城 伸一

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間委託に先立ち、委託先法人への円滑な保育引継ぎを図るため、当該保育所の職員及び委託先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため、引継ぎ・共同保育を行うものである。

上記法人については、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、委託先法人に選定されたものである。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者に対し、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを的確に行うことが必要であり、本件業務委託については、本市が当該保育所を民間委託する予定の法人に対して委託を行うものである。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話番号：06-6208-7574）

6 その他

令和5年3月16日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」

2 契約の相手方

社会福祉法人 西淀川福祉会 理事長 門谷 充男

3 随意契約理由

大阪市立佃保育所では、保育所内において、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報提供や子育てについての実践指導、子育てサークルの開催など多様な子育て支援事業を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とした子育て支援拠点事業を実施していたが、委託先法人による運営を行うこととし、公募の結果、令和元年12月に社会福祉法人西淀川福祉会が委託先法人として選定され、令和3年4月1日から委託先法人による運営を行っている。

大阪市立佃保育所の運営委託化に伴い、保育所と一体で行っていた本事業について、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であり、公募選定にあたり本事業の実施を条件と付していたことから、選定後の令和2年度に引継ぎ・共同保育を実施し、本事業について委託先法人への引継ぎを行った。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記2の相手方との随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話：06-6208-7574）

6 その他

令和5年3月16日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」

2 契約の相手方

社会福祉法人 向日葵福社会 理事長 岡本 恒男

3 随意契約理由

大阪市立森小路保育所では、保育所内において、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報提供や子育てについての実践指導、子育てサークルの開催など多様な子育て支援事業を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とした子育て支援拠点事業を実施していたが、委託先法人による運営を行うこととし、公募の結果、令和元年12月に社会福祉法人向日葵福社会が委託先法人として選定され、令和3年4月1日から委託先法人による運営を行っている。

大阪市立森小路保育所の運営委託化に伴い、保育所と一体で行っていた本事業について、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であり、公募選定にあたり本事業の実施を条件と付していたことから、選定後の令和2年度に引継ぎ・共同保育を実施し、本事業について委託先法人への引継ぎを行った。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記2の相手方との随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話：06-6208-7574）

6 その他

令和5年3月16日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市一時預かり事業業務委託（一般型）（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 西淀川福祉会 理事長 門谷 充男

3 随意契約理由

本市においては、市立保育所の再編整備の一環として、市立保育所の運営を民間委託しており、公募により委託先法人を選定している。

大阪市立佃保育所では、令和2年度まで公設置公営保育所として一時預かり事業を実施してきており、運営業務の民間委託を開始した後においても、本市として引き続き同等の行政サービスを提供する必要があるため、当該保育所の運営業務の委託先法人の募集に際して一時預かり業務を含め、令和元年5月に公募を行い、令和元年12月に上記法人を委託先として選定し、令和2年度には引継ぎを行った。公募にあたっては、同保育所で実施している一時預かり業務の実施も条件として付していたことから、保育所運営業務の受託法人が保育所運営業務と合わせて実施することとなる。事業の継続性を確保し、円滑に民間委託を進める必要があることから、委託先法人でなければ当該業務を実施することができない。

よって、上記法人が本保育所を運営する唯一の法人であるため、特名随意契約により上記法人に当該業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話：06-6208-7574）

6 その他

令和5年3月16日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度菅南幼稚園外37施設ガスヒートポンプ空調機保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社 エナジーソリューション事業部
業務部長 造座 克之

3 随意契約理由

(業者選定理由)

ガスヒートポンプ(GHP)式空調設備は、ガスエンジンで室外機のコンプレッサーを駆動させているため、車と同様に定期的に点検する必要がある。GHPは、製造メーカーにより仕様等が異なっているため、その点検・整備は専門的知識と特殊な工具が必要となり、一般の業者ではメンテナンスができない。

また、GHP方式による空調設備では、ガス供給と機器との間に密接な関連があるため、その保守点検においては、ガス供給と機器との一体性を考慮する必要があり、ガス漏れ等不測の事態にも十分な対応が図る必要がある。

よって、ガス供給からGHPの開発・製造・施工・保守点検(点検・整備)すべてに携わっている大阪瓦斯株式会社に点検委託を行う。

以上の特名理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、上記業者と特名随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ
(電話番号:06-6208-8166)

こども青少年局保育施策部保育所運営課
(電話番号:06-6208-8138)

随意契約理由書

1 案件名称

韮幼稚園エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベーター株式会社 関西支社
支社長 松下 徳文

3 随意契約理由

(業者選定理由)

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ
(電話番号 06-6208-8165)

随意契約理由書

1 案件名称

市立幼稚園ホームページ運用保守等業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社 関西支社長 沓澤 和也

3 随意契約理由

学校園のホームページは、学校園に係る情報を公開することにより、学校園、家庭及び地域が情報を共有するとともに、協働体制を確立し、開かれた学校園づくりに資することを目的とし、情報発信を行っている。

市立幼稚園のホームページについては、教育委員会が主管する校務支援システムを利用して運営されており、同システムは日本電気株式会社により構築・サービス提供されているものである。よってプログラム等具体的な内容については、日本電気株式会社以外の業者には知りえないものである。また、本業務を行うにあたっては、セキュリティ対策等の観点からも教育委員会より日本電気株式会社と契約するよう指示を受けている。

以上の理由により、本案件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼稚園運営企画グループ）
（電話 06-6208-8165）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度家族再統合支援事業（児童虐待からの家族回復支援にかかるグループプログラム）実施業務

2 契約の相手方

公益社団法人 子ども情報研究センター

3 随意契約理由

家族再統合支援事業（児童虐待からの家族回復支援にかかるグループプログラム）実施業務については、平成25年度以降、府市合同事業としてプロポーザル方式にて公募しているが、平成30年度公募以降、申し込み事業者が1者しかない状況が続いている。これは事業の性質が親子分離を行った児童相談所とその当該親子に対して第三者的な立場で事業を運営していくこと、かつ虐待等の理由により親子分離した家庭機能の回復を支援できる高度な専門性を有する団体のみが実施可能な団体で地方公共団体の実施する事業に耐えうる法人であることが求められるが、実質的に大阪府域内において実施できる団体が他に存在しないことが考えられる。

そういったことから、今般、市場性確認を行ったが、本事業を実施できる事業者が他に認められなかったため、大阪府とともに大阪市として、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心こども相談センター管理担当
（電話番号06-4301-3146）